

新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応における住民への説明に関する留意事項について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、条例第 11 条に基づく住民への説明において、人と人との対面説明を可能な限り控えるため、当面の間は、その他市長が認める方法として、説明資料を投函し、住民の皆さんからお問合せをいただく方法を加えて運用します。なお、この方法は戸別訪問、説明会又は戸別訪問において住民が不在の場合の資料投函と併用することはできませんのでご注意ください。

また、戸別訪問や説明会においても、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、留意事項を新たに記載しましたので、当面の間は、「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引き」とともに、こちらに記載された事項について留意するようお願い致します。

1 その他市長が認める方法（新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応）における留意事項

■ 開発事業者は、その他市長が認める方法（新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応）を行う場合には、次のことについて留意してください。

□ 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、住民との密接場面を避けるため、説明資料及び「開発事業の説明を受ける住民の皆さんへ（その他市長が認める方法（新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応）」を投函してください。

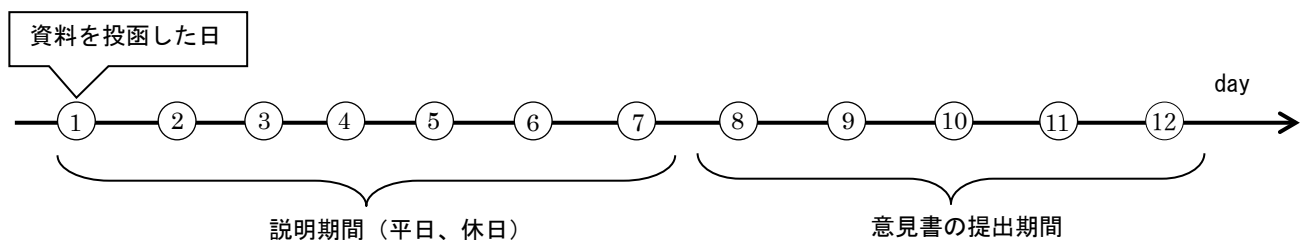
□ 資料を投函した日から 7 日間の説明する期間（以下、「説明期間」という）を設け、休日（土曜日、日曜日）を含め 5 日以上で対応の時間帯を設定していただき、住民の皆さんからの問合せ等に丁寧に対応するようにしてください。

その際、投函した資料の内容について説明してください。（「開発事業の説明を受ける住民の皆さんへ（その他市長が認める方法（新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応）」記載例を参照のこと。）

□ 説明資料として、開発事業計画書第 2 面に記載されている項目についての資料、土地利用計画図、造成計画平面図及び造成計画断面図は必ず投函するようにしてください。また、説明する内容を記した資料も配布するなど、住民の皆さんが投函した資料を読んで内容が理解できるよう工夫するようにしてください。

□ 住民の皆さんから問合せがあった場合には、「開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ」（その他市長が認める方法（新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応））、開発事業計画書第 2 面に記載されている項目及び住民に関する条例の手續として、次の事項を説明してください。

① 説明期間後の 5 日間、開発事業の構想等について、開発事業者に意見を提出できること（説明期間の翌日から起算して 5 日目を提出期限とし、意見書の用紙を配布してください。なお、意見書の提出期間の末日（5 日目）が休日にあたるときは、その翌日が意見書提出可能期間終了日となります）。その意見に対する見解が示されること。



② 説明期間から 5 日間を経過した後に、市長に開発事業計画書が提出されること。

③ 開発事業計画書は提出後 14 日間縦覧に供されること。

市長は、開発事業計画書が提出された後、記載内容を確認した上で、縦覧に供するため、提出日と縦覧開始日は異なります（閲覧開始日までの処理期間は、3～4日程度です）。

なお、縦覧開始日は、横浜市の休日を定める条例に規定する休日以外となります。

- ④ 開発事業計画書に対する再意見を、市長を経由して開発事業者に提出できること。
- ⑤ 再意見に対する再見解書の送付があること。
- ⑥ 開発事業計画書の提出日並びに縦覧開始日及び終了日は標識で確認できること。

■ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応として、当面の間、「市長が認める説明方法」に次のものを新たに加えます。（従来のものについては、4 戸別訪問又は説明会で説明を行うにあたっての留意事項（従来）参照）

- 資料投函及び説明期間における電話等による対応
- 説明対象者が留守などで、説明期間中に住民の皆さんからの問合せ等がなかった場合における、投函した資料の確認

■ 「市長が認める説明方法」を行った場合の意見書提出期限の取り扱いについて

- 「開発事業の構想に対する意見書」の意見書提出期限は、説明期間の翌日から起算して5日目を提出期限とします。

2 戸別訪問における留意事項

■ 開発事業者は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、住民との密接場면을避けるため、当面の間は、戸別訪問による説明ではなく、その他市長が認める方法（新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応）を行うようにしてください。ただし、戸別訪問を実施する場合は、次のことについて留意してください。

- 不在であった場合には、説明資料を投函し、日を改めて2回以上訪問してください。
- 戸別訪問にあたっては、次のことに留意する必要があります。
 - ① 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるよう下記の例示のように、戸別訪問の説明の際に最大限配慮してください。

《戸別訪問の説明の際の配慮事項の事例》

- ・屋内での説明は避けるため、資料を渡し、説明はインターフォン越しで行う。
 - ・間近での会話をさけるため、概ね2メートルの間隔をあける。
 - ・咳エチケット、手洗い、アルコール消毒、マスク着用などの対策を行う。など
- ※詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

3 説明会の開催における留意事項

■ 開発事業者は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、説明会を開催する場合は、次のことについて留意してください。

- 標識を設置した日の翌日以後で、住民に対して説明会を開催する7日前までに、開発事業の構想等の説明資料を配布してください。
- 説明会の開催にあたっては、次のことに留意する必要があります。
 - ① 説明会の開催の通知（開催日時、場所など）は開催日の7日前までに住民に周知すること。
 - ② 2回以上の開催日を設定し、地域住民又は近接住民及び地域まちづくり計画運営団体が都合の良い日を選択できるようにすること。
 - ③ 説明会の開催場所は、地域住民又は近接住民及び地域まちづくり計画運営団体が参加しやすい場

所とすること。

- ④ 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるよう下記の例示のように、説明会の開催方法や開催場所について最大限配慮してください。

《開催方法の事例》

- ・説明対象の住民をブロックに分け、ブロック毎に少人数での説明会を開催するなど、説明会の実施回数を増やして実施する。
- ・説明資料について、説明会で説明者が説明する内容を記した資料も事前に配布し、説明会の時間をできるだけ短縮する。

《開催場所での配慮事項》

- ・隣や前後の方と概ね2メートルの間隔をあけること。
 - ・2方向の窓や扉を同時に開け、定期的に換気すること。
 - ・間近での会話をさけること。
 - ・咳エチケット、手洗い、アルコール消毒、マスク着用などの対策を行うこと。など
- ※詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

- 開催方法や開催場所について、横浜市に確認するようにしてください。

4 戸別訪問又は説明会で説明を行うにあたっての留意事項（従来）

- 開発事業者は、戸別訪問又は説明会で説明を行うにあたって、次のことについて留意してください。

- 開発事業計画書第2面に記載されている項目について説明してください。
- 住民に関する条例の手續として、次の事項を説明してください。また、説明に際しては、「開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ」（戸別訪問用と特定大規模開発用の2種類があります。）を用いてください。

- ① 説明を受けた日から5日間、開発事業の構想等について、開発事業者に意見を提出できること（説明を行った翌日から起算して5日目を提出期限とし、意見書の用紙を配布してください。なお、意見書の提出期間の末日（5日目）が休日にあたる場合は、その翌日が意見書提出可能期間終了日となります）。その意見に対する見解が示されること。

- ② 最終案での説明会開催日又は戸別訪問日から5日間を経過した後に、市長に開発事業計画書が提出されること。

- ③ 開発事業計画書は提出後14日間縦覧に供されること。

市長は、開発事業計画書が提出された後、記載内容を確認した上で、縦覧に供するため、提出日と縦覧開始日は異なります（閲覧開始日までの処理期間は、3～4日程度です。）。

なお、縦覧開始日は、横浜市の休日を定める条例に規定する休日以外となります。

- ④ 開発事業計画書に対する再意見を、市長を経由して開発事業者に提出できること。

- ⑤ 再意見に対する再見解書の送付があること。

- ⑥ 開発事業計画書の提出日並びに縦覧開始日及び終了日は標識で確認できること。

- 「市長が認める説明方法」とは、次のものをいいます。

- 訪問日を変えて3回訪問したが、戸別訪問の説明対象者が留守などで説明ができなかった場合における、住民への説明資料の配布

- 説明対象の住民が横浜市外に居住している場合における、説明資料の送付

- 「市長が認める説明方法」を行った場合の意見書提出期限の取り扱いについて

- 訪問日を変えて3回訪問したが、個別訪問の説明対象者が留守などで説明できず、説明資料の配布

に変えた場合は、「開発事業の構想に対する意見書」の意見書提出期限は3回目訪問日の翌日から起算して5日目を提出期限とします。

- 横浜市外の居住者に説明資料を送付した場合、当該地への資料到着予定日から起算して5日目を意見書の提出期限とします。